20 年 月 日

**依　　頼　　書**

さがみ岡田特許商標事務所

弁理士　岡田　陽之介　殿

私は、さがみ岡田特許商標事務所のWEBサイトにて鑑定/判定サービス（特許）の内容，流れ，料金，個人情報保護方針，その他の留意事項を確認しました。これらに同意し、鑑定/判定サービス（特許）（有効性鑑定）を申し込みます。

|  |
| --- |
| **依頼者** |
| **氏名又は名称　　　　[必須]** |  |
| **代表者**　※法人の場合 |  |
| **住所又は居所　　　　[必須]** |  |

|  |
| --- |
| **担当者** |
| **氏名　　　　　　　　[必須]** |  |
| **住所又は居所　　　　[必須]** |  |
| **所属先名称** |  |
| **部署名又は役職名** |  |
| **電子メールアドレス　[必須]** |  |
| **電話番号　　　　　　[必須]** |  |
| **ファクシミリ番号** |  |
| **連絡方法　　　　　　[必須]** | **ａ**．電子メール　　**ｂ**．電話　　**ｃ**．FAX　　**ｄ**．郵送 |

＊弊所から電子メールを送信する際の添付ファイルの暗号化をご希望の場合には、パスワードを指定してください。※英数字4文字以上

**ご希望のパスワード**：

**貴社整理番号：**

|  |
| --- |
| **Ａ．対象特許** |
| **特許番号　[必須]**  |
| 特許 第　　　　　　　　　　号 |

|  |
| --- |
| **Ｂ．鑑定事項** |
| **鑑定事項１　[必須]** |
| **(1)請求項番号　[必須]** 　　※鑑定事項の具体的内容が同一の場合、複数可 |
|  |
| **(2)鑑定事項の詳細な説明　[必須]** 　　※引用発明がある場合は明記してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| **鑑定事項２** |
| **(1)請求項番号** 　　※鑑定事項の具体的内容が同一の場合、複数可 |
|  |
| **(2)鑑定事項の詳細な説明**　　※引用発明がある場合は明記してください。 |
|  |
| **＊鑑定事項３以降がある場合は、この表をコピー＆ペーストして追加し、記入してください。** |

|  |
| --- |
| **Ｃ．その他** |
| **鑑定が必要となった事情　[必須]** |
| **ａ**．警告で **ｂ**．審判で (事件に係属している場合：異議/無効/訂正 　　　　－　　　　　　　号)**ｃ**．訴訟で (事件に係属している場合：令和　　年 (　　) 第　　　　　　　号 　　　　　　　　　　　事件) **ｄ**．社内で **ｅ**．その他 |
| **状況説明　[必須]** |
|  |

|  |
| --- |
| **Ｄ．提出資料についての説明** |
| **提出資料１** |
| **(1)資料名** |
|  |
| **(2)内容** |
|  |

|  |
| --- |
| **提出資料２** |
| **(1)資料名** |
|  |
| **(2)内容** |
|  |

|  |
| --- |
| **提出資料３** |
| **(1)資料名** |
|  |
| **(2)内容** |
|  |

|  |
| --- |
| **提出資料４** |
| **(1)資料名** |
|  |
| **(2)内容** |
|  |

|  |
| --- |
| **提出資料５** |
| **(1)資料名** |
|  |
| **(2)内容** |
|  |
| **＊提出資料６以降がある場合は、この表をコピー＆ペーストして追加し、記入してください。** |

以上

- - - - - - - - - - - - - - - - - - - 切 り 取 り - - - - - - - - - - - - - - - - - - -

**留　意　事　項**

＜鑑定にあたって＞

（料金）

・ご依頼の手続等に応じて当事務所規定の料金が発生すること。

・請求書は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。

・料金は、支払期限までに指定の銀行口座に請求金額を振り込むこと。振込手数料は依頼者が負担すること。

・料金の支払後は、いかなる場合であっても返金されないこと。

（鑑定）

・鑑定は、原則として依頼書、その他の提出資料等をもとに当事務所の弁理士が行うこと。但し、当事務所の弁理士が必要と判断した場合には、資料収集を行うことがあること。

・当事務所の弁理士から証明書、説明資料等を求められた場合は、速やかに当事務所の弁理士に提出すること。提出できないときは、当事務所の弁理士に相談すること。

・鑑定は中立かつ客観的に行われ、必ずしも依頼者の意に添う結果となるとは限らないこと。

（鑑定書の送付）

・鑑定書が作成されたときは、当事務所の弁理士から送付されること。

（鑑定業務の終了）

・鑑定業務は、鑑定書の送付をもって終了すること。

（鑑定書の効力）

・鑑定書は、知的財産権の専門家の見解として事実上尊重されるが、裁判所や特許庁等の判断を拘束するものではないこと。

（免責事項）

・依頼者が鑑定書に基づいて行った警告等の行為により損害等を被った場合であっても、当事務所の弁理士はいかなる責任も負わないこと。

＜その他＞

・その他、不明な点は当事務所の弁理士に問い合わせること。

以上